

市県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

給与所得者については、必要経費にかわるものとして、所得税法別表5に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額及び所得金額調整控除額（該当者のみ）を引いた金額が給与所得となります。

主たる給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額を表示しています。右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所にも*印が入ります。

総所得金額①は、給与所得とその他の所得計を合算した金額を表示しています。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を表示しています。

総合課税の課税標準（総所得③）は、総所得金額①から所得控除合計②を差し引いた額を表示しています。（千円未満切

分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有）
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得（譲渡した年の1月1日現在で5年超保有）
山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得（5年内は事業または雑所得）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	上場株式や出資の配当による所得
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得

【税額】

税額控除前所得割額④は、総所得③に税率（市民税6%、県民税4%）を乗じて計算します。

税額控除額⑤は、調整控除、配当控除、**住宅借入金等特別税額控除**、**寄附金税額控除**、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を表示しています。

所得割額⑥ = 税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤

特別徴収税額⑨ = 所得割額⑥ + 均等割額⑦ + 森林環境税額⑧

控除不足額⑩は、所得割額⑥より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額です。

既充当・既委託納付額⑪は、配当割額又は株式等譲渡所得割額を市民税・県民税・森林環境税に充当・委託納付した場合の金額です。

既納付額⑫は、当該年度分で市民税・県民税・森林環境税の納付済みの税額及び公的年金からの特別徴収税額（未納分を含む。）がある場合に表示しています。

変更前税額⑬は、確定申告などにより税額が変更になった場合に、変更前の税額を表示しています。

【摘要】

住宅借入金等特別税額控除や定額減税等の適用がある場合は、市民税・県民税の税額控除額を表示しています。
※1 赤穂市では、システムの仕様により寄附金税額控除額（ふるさと納税等）は表示されません。

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めするために、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料等の控除額を表示
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
特定親族特別	特定親族特別控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

所得控除合計②は、左記の所得控除の合計額を表示しています。

人的控除の内訳を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合 *印を表示	未成年者	未成年者の場合*印を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合 *印を表示	特障	特別障害者の場合*印を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合*印を表示
同老	同居老親等の人数を表示	特親	特定親族の人数を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	寡婦	寡婦の場合*印を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示 (控除対象外)	ひとり親	ひとり親の場合*印を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合*印を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合*印を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

※各所得控除の内容については、通知書裏面またはホームページをご覧ください。